

◇静岡県立自然公園条例施行規則及び静岡県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定の趣旨を踏まえ、必要な改正を行いました。（静岡県立自然公園条例施行規則第15条の10、第18条の5、第18条の6、静岡県自然環境保全条例施行規則第26条の3、第26条の4 関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。